

(その1)

令和 3 年分

( 年 月 日開催分)

# 収支報告書

(ふりがな)

1 政治団体の名称

〒 546-0035

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

おおさかふしかいしれんめいひがしすみよしくしぶ

大阪府歯科医師連盟東住吉区支部 /

大阪府大阪市東住吉区山坂5丁目19-1 /

山中 武 /

有田 周平 /

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

## 政治団体の区分

- 政 党
- 政 党 の 支 部
- 政 治 資 金 団 体
- 政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体
- そ の 他 の 政 治 団 体
- そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

## 活動区域の区分

- 2 以上 の 都 道 府 県 の 区 域 等
- 同 一 の 都 道 府 県 の 区 域 内

事務担当者の氏名

(電話)

(電話)

山中 武

06 (6696) 4618

有田 周平

06(6608) 8241

## 資金管理団体の指定の有無

- 有
  - 無
- 公職の種類 ( 現 ・ 候 )
- (選挙区) 選挙区

資金管理団体の届出をした者の氏名

## 国会議員関係政治団体の区分

- 政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 1 号 に 係 る 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体
- 政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 2 号 に 係 る 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体

公職の候補者の氏名

公職の種類

( 現 ・ 候 )

## 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

## 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで



団体コード				年分	届出年月日				解散年月日				告示用コード											
A	K	0	4	8	8	R	0	3	R	0	4	0	3	1	0	R			3	0	3	3	2	0

# 収 支 の 状 況

(その2)

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
			5 4 6	3 0 6
(前年からの繰越額)			4 1 4	3 0 3
(本年の収入額)			1 3 2	0 0 3
支 出 総 額			7 2	3 2 0
翌年への繰越額			4 7 3	9 8 6

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
員数(党費又は会費を納入した人の数)				

### (2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附					
(うち特定寄附)					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附					
小計(ア)+(イ)+(ウ)					
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					
イ 政党匿名寄附					
合 計(ア+イ)					

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入											
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額							年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考	
	十億	百万	千	円							
大阪府歯科医師連盟			1	3	2	0	0	0	R3年6月28日	大阪市天王寺区堂坂1-3-27	/
こ の 頁 の 小 計					1	3	2	0	0	0	
合 計					1	3	2	0	0	0	

(その6)

(6) その他の収入										
摘	要	金 額								備 考
			十億		百万		千		円	
こ	の	頁	の	小	計					
1	件	10	万	円	未	満	の	も	の	㍶
合					計					㍶

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額					備 考
	十億	百万	千	円	本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経常経費						
(1) 人件費						
(2) 光熱水費						
(3) 備品・消耗品費						
(4) 事務所費				20000		
小計				20000		
2 政治活動費						
(1) 組織活動費				42320	/	
(2) 選挙関係費						
(3) 機関紙誌の発行費 その他 の事業費				10000	/	
(ア機関紙誌の発行事業費)						
(イ宣伝事業費)				10000	/	
(ウ政治資金パーティー開催事業費)						
(エその他の事業費)						
(4) 調査研究費						
(5) 寄附・交付金						
(6) その他の経費						
小計				52320	/	
合計				72320	/	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

/

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分 <u>宣伝事業費</u> ( <u>広告料</u> )			
支 出 の 目 的	金 額					年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円					
こ の 頁 の 小 計									
そ の 他 の 支 出							10000		
合 計							10600		

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	



# 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 9 日

政治団体の名称 大阪府歯科医師連盟東淀川区支部

会計責任者の氏名 有田周平 (有田)

解散の場合のみ下欄を記入すること

( 代表者の氏名 )

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。